

足場組立作業中の感電災害防止について

中部電力パワーグリッドからのお願い

『感電災害・停電事故防止のため安全措置の徹底をお願いいたします！！』

近年、外壁塗装工事などに伴う足場組立作業中の作業者が感電負傷する事象が複数発生しております。

電線に接近して作業を行う場合は、建設工事等を行う事業者には安全措置を講ずることが労働安全衛生法や建設業法等において義務付けられております。弊社設備へ接近して作業される場合は、『目印となる防護管の取付』や『工事現場の出入口における高さ制限・看板設置』、『監視人の配置』等により、適切な安全措置を行った後に作業を開始いただきますようお願いいたします。

また、作業中に感電の恐れがあると判断した場合は、直ちに作業を中断し、お近くの弊社営業所へご連絡いただきますようお願いいたします。

事件事例 1

事件事例 2

事件事例 3

事故 状況	発生概要	外壁塗装工事に伴う足場組立作業中の作業者が、 高圧電線付近(6,600V)に接触 し、感電負傷・墜落した。	外壁塗装工事に伴う足場組立作業中の作業者が、 高圧電線付近(6,600V)に接触 し、感電負傷した。	外壁塗装工事に伴い組立した足場と 低圧引込線(100V)が接触 したことで漏電が発生し、足場に触れた作業者が感電負傷した。
	原因(推定)	接近作業となる高圧充電に防護措置および予防措置(停電による作業)をしないまま作業した。	接近作業となる高圧電線部に防護措置および予防措置(停電による作業)をしないまま作業をさせた。	接近作業となる低圧電線部に防護措置および予防措置(停電による作業)をしないまま作業をさせた。
負傷程度	電撃症 流入部：右足、流出部：両手		電撃症 流入部：両手、流出部：臀部	電撃症 流入部：左手(推定)、流出部：不明
状況図				

(参考) 労働安全衛生規則に基づく隔離距離

	電圧種別	最小隔離距離 ^{※1}	より安全な距離 ^{※2}
配電線	低圧(100V、200V)	1.0 m	2.0 m
	高圧(6,600V)	1.2 m	

※1 最小隔離距離より安全な距離労働基準局長通達第759号「移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について(昭和50年12月17日)」

※2 より安全な距離・・・「目測による誤差」、「ジブ振れ(風によるフックや電線の揺れ等)」も考慮し定められています。